



死亡保障を準備しながら、
資産形成が期待できる変額保険です。

アクサの
資産形成の変額
保険
ユニット・リンク

ユニット・リンク保険(有期型)

契約年齢：0歳～70歳

未来の夢を
かなえるために。

このパンフレットの内容は、
動画でもご覧になれます。



セカンドライフ



子供の教育費



この商品は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険であり、
預金とは異なり、元本保証はありません。

アクサの
資産形成の変額
保険
ユニット・リンク

ユニット・リンク保険(有期型)

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまの勤務先、もしくは募集代理店への融資申込状況などにより、この商品にお申込みいただけない場合があります。

募集代理店

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

Form No.0R5069(5.0) AXA-A1-2008-1183/9F7 2020.12.01

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

死亡

資金準備

2020.12

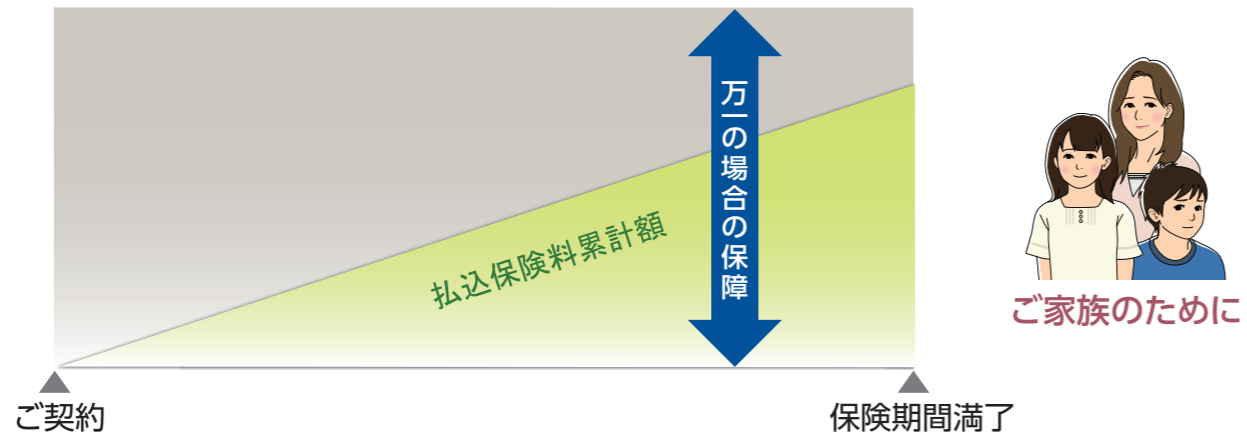
この商品は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。

死亡保障を準備しながら、 積極的な資産形成が期待できる変額保険です。

主な特長

保障の安心

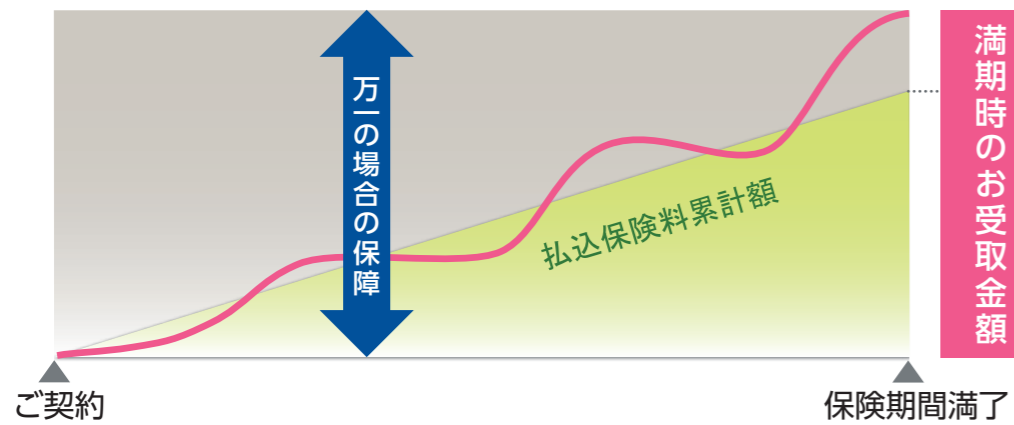
- 特長 1** 保険期間満了までの死亡・高度障害に備えることができます。
万一の場合のお支払いは、ご契約時にお決めいただいた基本保険金額が最低保証されます。



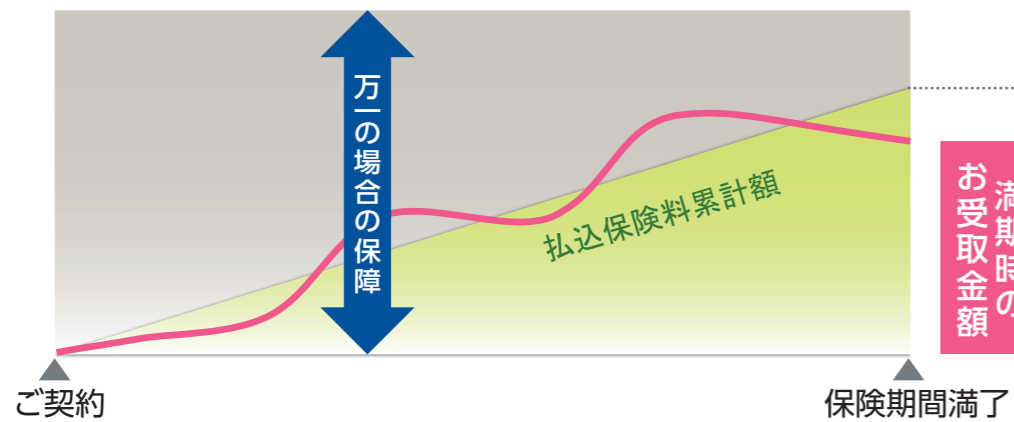
資産づくりの楽しみ

- 特長 2** 保険期間満了時に、運用実績に応じた満期保険金を受け取れます。
満期保険金は万一の場合のお支払いと異なり、特別勘定資産の運用実績に応じた金額となるため、払込保険料累計額を上回ることも下回ることもあります。

<運用が好調な場合>



<運用が不調な場合>



将来の選択

- 特長 3** 満期保険金を年金で受け取ることや、ご契約を一生涯の保障に変更できます。



ご注意ください

- ご注意 1** **投資リスクがあります。**
投資リスクはご契約者に帰属します。払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。

詳しくは **10** ページ
「ご契約者が損失を被ることがあります
(投資リスクについて)」へ

- ご注意 2** **費用がかかります。**
お支払いいただいた保険料から必要な費用を控除しますので、払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。

詳しくは **15** ページ
「お客さまにご負担いただく
費用があります」へ

- ご注意 3** **解約時には解約控除がかかります。**
特に早期に解約・減額などされた場合は解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。
※減額・払済保険に変更の際も解約控除がかかります。

詳しくは **15** ページ
「10年未満は解約・減額・払済保険への変更に費用がかかります」へ

お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。

アクサの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンクについて
詳しくは次ページへ



ご注意ください

運用実績によってはお受取金額が払込保険料累計額を下回り、**損失が生じるおそれ**があります。またこの保険には、**お客さまにご負担いただく費用**があります。

投資リスクについて詳しくは **10 ページ**

費用について詳しくは **15 ページ**

特長

1 保障の安心

死亡または高度障害状態になったときは、**死亡・高度障害保険金**をお支払いします。
死亡・高度障害保険金額は、**基本保険金額***1または死亡された日・高度障害状態になった日の**積立金額**のいずれか大きい額です。(基本保険金額は最低保証されます。)
リビング・ニーズ特約も付加できます。→詳しくは21ページへ

*1 ご契約時にお決めいただく金額です。ご契約後に基本保険金額を減額された場合は、減額後の金額となります。

特長

2 資産づくりの楽しみ

保険期間満了時に、特別勘定 資産の運用実績に応じた **満期保険金** をお支払いします。
満期保険金額は保険期間満了 日の**積立金額**です。

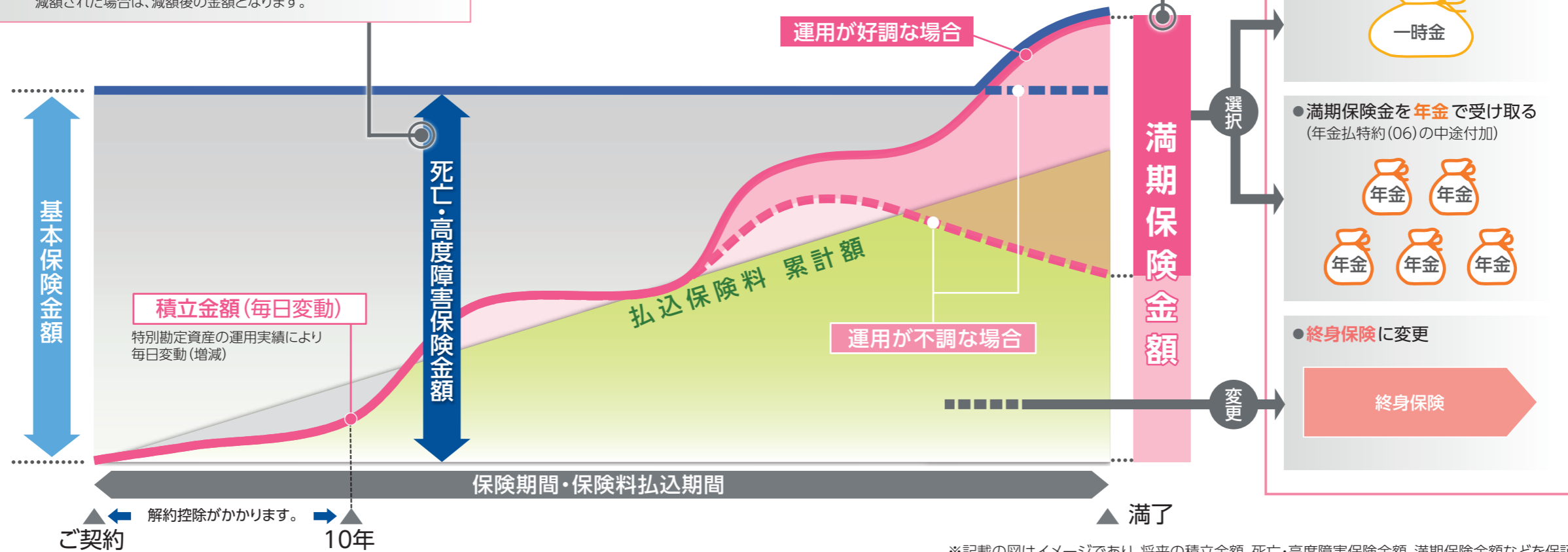
運用対象(特別勘定)はご自身で選択できます。

特別勘定は10種類から選択し、組み合わせることができます。ご契約後も変更可能です。
→詳しくは7~8、10~12ページへ

特長

3 将来の選択

→詳しくは次のページへ



※記載の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額などを保証するものではありません。

ご契約例

主契約 …… ユニット・リンク保険(有期型)
契約年齢・性別 …… 30歳・男性
保険期間・保険料払込期間 …… 30年満了
保険料払込方法 …… 口座振替月払
基本保険金額 …… 931万円
月払保険料 …… 20,000円

(2020年12月現在、単位：万円)

経過年数	年齢	払込保険料 累計	死亡・高度障害保険金				払いもどし金			
			運用実績				運用実績			
1年	31歳	24	931	931	931	931	2	2	3	3
3年	33歳	72	931	931	931	931	42	45	48	51
5年	35歳	120	931	931	931	931	80	88	95	104
10年	40歳	240	931	931	931	931	167	194	226	264
20年	50歳	480	931	931	931	931	287	385	526	735
30年*2	60歳	720	931	931	931	1,589	377*3	577*3	931*3	1,589*3

*2 保険期間満了時

*3 この数値は、満期保険金を記載しています。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※経過年数とは、ご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。

※万円未満の端数は切り捨てて表示しています。



ご注意ください

- ユニット・リンク保険(有期型)は、**積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが変動(増減)するしくみの変額保険**です。左記例表は、例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算しています。よって、**将来のお支払額をお約束するものではありません**。
- 各運用実績(-3%、0%、3%、6%)は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。諸費用について詳しくは15ページ「費用について」をご覧ください。
- 運用実績(-3%、6%)については、**上限または下限を示すものではありません**。したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。
- 払いもどし金額については、解約控除額を差し引いた額を表示しています。
- 死亡・高度障害状態になったときの積立金額が基本保険金額を上回るときは、積立金額を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。
- 解約されると以後の保障はなくなります。



各変更などには所定の要件があります

- 各変更、年金でのお受け取りなどに際しては、所定のお手続きが必要です。また、アクサ生命所定の要件があります。
- 積立金額、払いもどし金額および満期保険金額は特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)します。**払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。**
- 払いもどし金額、満期保険金額やご契約の内容などによっては**各お取り扱いができない場合があります。**

PLAN 1 一時金でのお受け取り

満期保険金(中途解約の場合は、払いもどし金)を一時金としてお受け取りいただけます。

例：満期保険金を一時金として受け取る場合

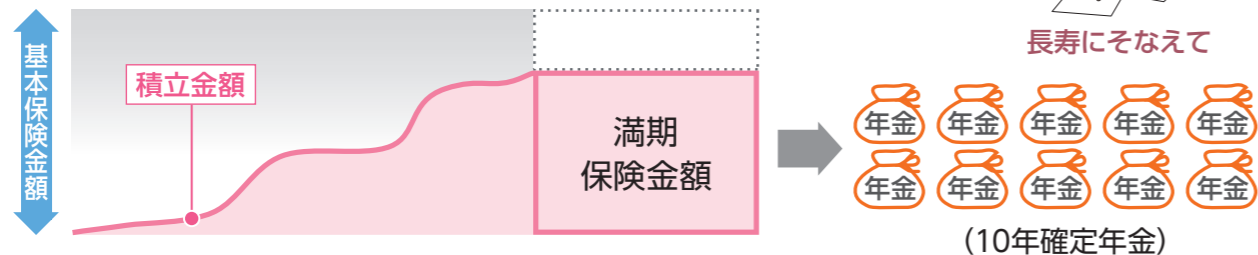


PLAN 2 年金でのお受け取り

「年金払特約(06)」を中途付加することにより、満期保険金を年金としてお受け取りいただけます。

例：満期保険金を10年確定年金として受け取る場合

- 年金種類を選択できます。
- 10年保証期間付終身年金(定額型・逓増型)
 - 確定年金(3・4・5・10・15・20年)



- ※年金払特約(06)の中途付加にはアクサ生命所定の要件があります。
- ※この特約の年金額をご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定日の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算した金額となります。
- ※確定年金支払期間中に被保険者が死亡されたときは、残存支払期間の未払年金の現価を一括してお支払いします。
- ※終身年金の保証期間中に被保険者が死亡されたときは、残存保証期間の未払年金の現価を一括してお支払いします。
- ※年金額が10万円未満の場合は年金払のお取り扱いはできません。
- ※年金でお受け取りになる場合、以後特別勘定での運用はされません。
- ※ご契約者よりお申出があったときに、アクサ生命がこの特約を取り扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。



ご注意ください

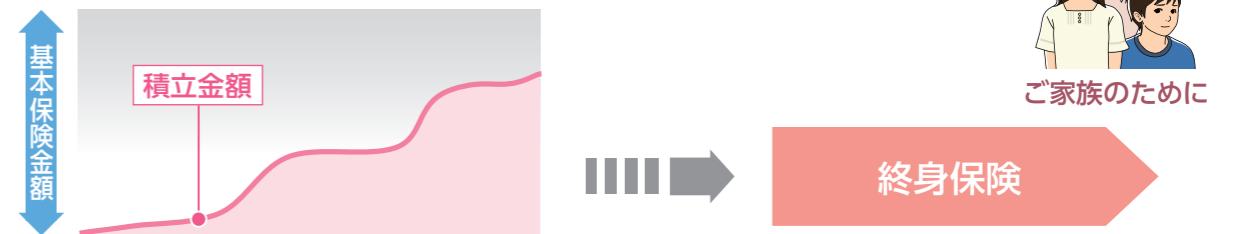
運用実績によってはお受取金額が払込保険料累計額を下回り、**損失が生じるおそれ**があります。また10年未満の解約・減額・払済保険への変更の際は**解約控除がかかります。**

投資リスクについて詳しくは10ページ

解約控除について詳しくは15ページ

PLAN 3 終身保険に変更

被保険者の同意を得て、ご契約の全部を保険料一時払の終身保険*に変更できます。

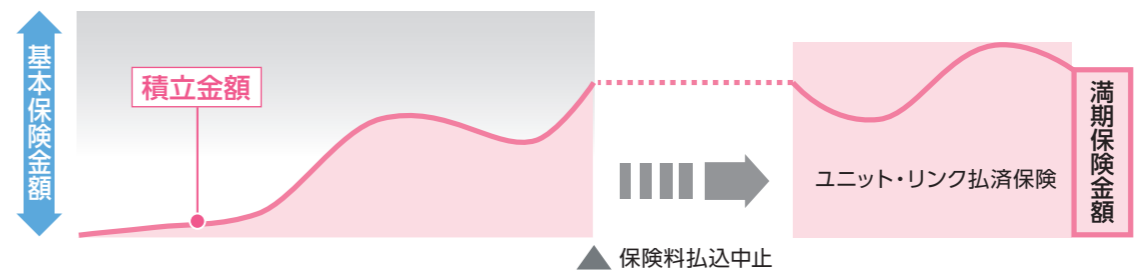


- *無配当終身保険。
- ※終身保険への変更には、所定のお手続きが必要となります。また、終身保険へ変更する場合にはご契約日から10年以上経過していることなど、アクサ生命所定の要件があります。
- ※変更にあたっては、変更日前日の積立金額を変更後契約の責任準備金に充当します。変更日前日の積立金額のうち変更後契約の責任準備金に充当されない金額があるときは、変更前契約のご契約者に払いもどします。また、変更後の保険金額には限度があります。
- ※終身保険へ変更された場合、ユニット・リンク保険(有期型)は変更日前日に消滅したものと取り扱います。

保険料のお払込みが困難になった場合などには...

ユニット・リンク払済保険への変更もできます。

途中から保険料のお払込みを中止し、払いもどし金などをもとにして、保険料払込済のユニット・リンク保険(有期型)に変更することができます。変更後も、特別勘定で運用いたします。



- ※変更後の基本保険金額は、変更日前日の払いもどし金などにもとづき計算します。
- ※変更後の保険期間は、変更前のご契約の保険期間満了日までとします。
- ※保険料払込年月数が10年未満の場合にユニット・リンク払済保険への変更をされる場合、払いもどし金額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。

この他にも「定額払済定期保険への変更」「自動払済定期保険への変更」「年金払移行特約の中途付加」など、お取り扱い可能なご契約の変更がございます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

解約および基本保険金額の減額について

- ご契約の解約により、払いもどし金をお受け取りいただけます。
- 払いもどし金額は、アクサ生命の本社または指定した場所で必要書類を受け付けた日(解約日)の積立金額から解約控除額を差し引いた金額をお支払いします。
- 基本保険金額の減額は、アクサ生命の本社が必要書類を受け付けた日(減額日)の翌日から効力を生じます。
- 基本保険金額を減額される場合には、**同じ割合で積立金額も減額されたものとします。**
- 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、減額分に対応する払いもどし金をお支払いします。

特別勘定

特別勘定は10種類から選択し、組み合わせることができます。

アクサの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンク

特別勘定の種類

安定成長 バランス型	積極運用 バランス型	日本株式型	日本株式 プラス型	外国株式 プラス型
世界株式 プラス型	新興国株式型	世界債券 プラス型	オーストラリア 債券型	金融市場型

※各特別勘定の概要は、10～12ページをご覧ください。また、各特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

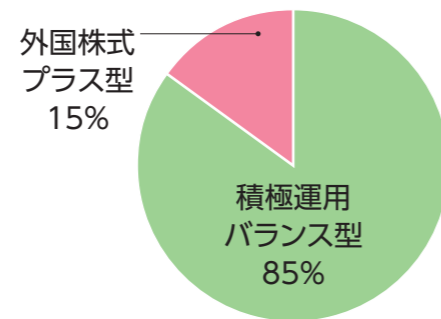
特別勘定の選択

ご契約時に、保険料を繰り入れる1つまたは複数の特別勘定をお選びいただけます。複数の特別勘定をお選びいただく場合は、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は、5%単位で行うことができます。繰入割合は、保険料払込期間中であれば、ご契約後も変更することができます。

〈例1〉1つの特別勘定を選択



〈例2〉複数の特別勘定を選択



※上記は特別勘定の選択例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。
 ※上記の繰入割合は保険料をお払いいただくときに各特別勘定に繰り入れる割合です。繰入後の積立金は、各特別勘定の運用実績に応じて変動しますので、積立金における割合が保険期間中一定に保たれるわけではありません。

保険料と積立金

お支払いいただく保険料から、保険関係費のうち保険契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額が、特別勘定に繰り入れられます。

●保険料の特別勘定への繰入日は以下のとおりです。

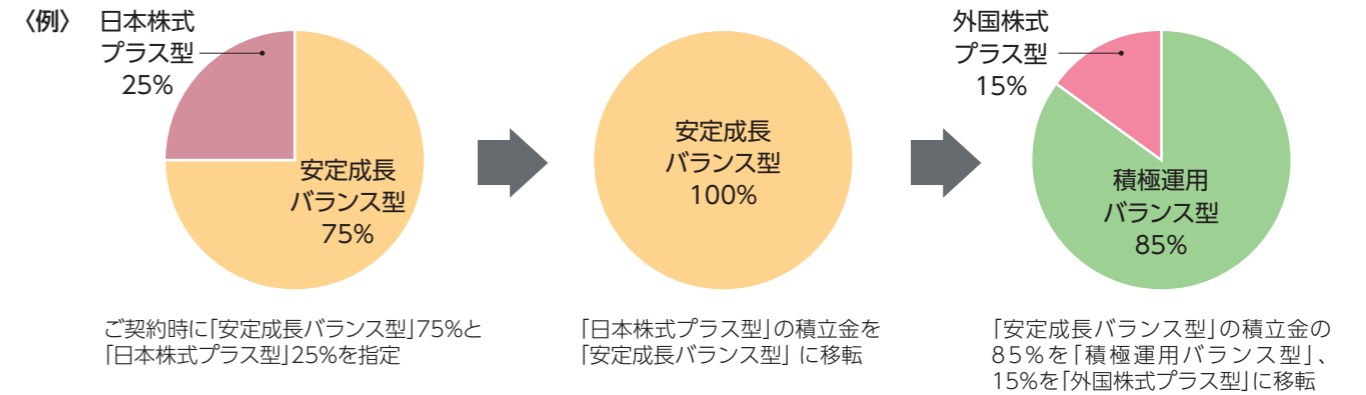
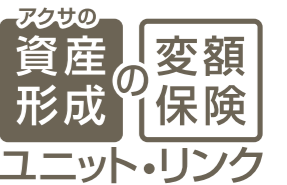
- ・月払の場合
第1回保険料 … ご契約日
2回目以後の保険料 … 月単位の契約応当日
- ・年払の場合
年払保険料は分割し、月払保険料としてご契約日および月単位の契約応当日に毎月繰り入れます。

●特別勘定へ繰り入れられた金額が特別勘定で運用され、この資産から、保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用や運用関係費を差し引いて、日々の特別勘定資産が評価されます。

積立金の移転

選択されている特別勘定の積立金を、他の特別勘定にいつでも移転することができます。

- 書面による移転申込みの場合：月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円
- インターネットによる移転申込みの場合：月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円

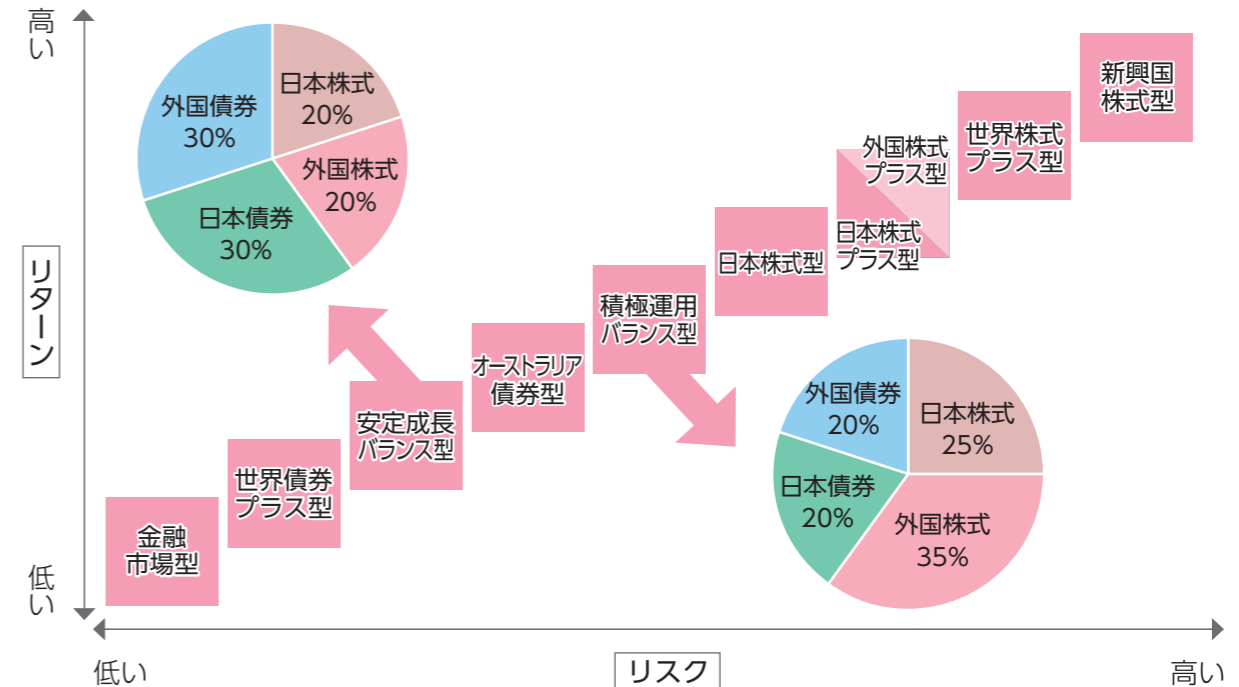


※上記は積立金の移転例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。
 ※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。
 ※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

各特別勘定の期待リターンとリスク(イメージ)

一般的にリスクを小さくしようとすれば、期待されるリターンも限られます。また、大きなリターンを期待すれば、その分リスクも大きくなります。各特別勘定は、その資産内容によって期待リターンとリスクが異なり、下図はそのイメージを示したものです。

特別勘定の選択にあたっては、お客さまのこれまでの投資経験をふまえ、どの程度のリターンを期待し、どの程度のリスクまで許容できるかをお考えいただいたうえで選びいただくことが大切です。選択される際の参考にしてください。



※上図はアクサ生命が各特別勘定のリターン・リスクをイメージ化したものであり、将来のリターンやリスクの水準を保証するものではありません。

ご参考

お客さまのリスク許容度に応じた特別勘定の組み合わせをご参考として、13～14ページで紹介しています。

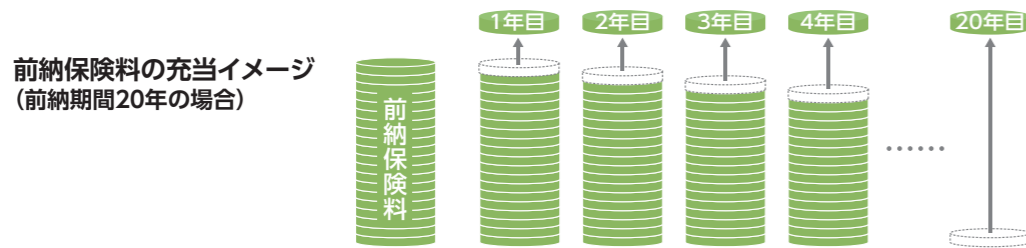
全期前納について

アクサの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンク

この商品は、全期前納でのお支払いが可能です。

■ 全期前納とは

- 保険料払込期間満了時までの保険料を、ご契約時に全期間まとめてお支払いいただく方法です。
 - 保険料(前納保険料)は、アクサ生命がお預かりし、毎年の契約応当日のつど、保険料が充当されるしくみです。
- ※前納保険料のうち払込期が到来していない分の金額については、特別勘定による運用はいたしません。
※保険料建てのお取り扱いはありません。



■ 全期前納払いのポイント

- **保険料が割引かれます。**
まとめてお支払いいただきますので、前納保険料は所定の割引率で割引かれます。
- **前納保険料の残金は払い戻します。**
保険期間中に、お支払事由に該当したときや解約などによりご契約が消滅したときに前納保険料の残金がある場合は払い戻します。
- **一般生命保険料控除の対象となります。**
保険料払込期間満了まで、毎年前納保険料のうち、充当された保険料額が一般生命保険料控除の対象となります。
※2020年8月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。
- **保険料は毎月特別勘定に繰り入れられ、投資リスク分散を実現します。**
年払を選択した場合、「年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱いに関する特則」が付加されます。
※前納保険料は、途中で引き出すことはできません。

■ ご契約例

主契約 ユニット・リンク保険(有期型)
 契約年齢・性別 40歳・男性
 保険期間・保険料払込期間 30年満了
 保険料払込方法 年払(前納)
 基本保険金額 600万円
 年払保険料 162,204円
 前納保険料(初回含む) 30回・4,859,064円

(2020年12月現在、単位：万円)

経過年数	年齢	払込保険料 累計	死亡・高度障害保険金				払いもどし金			
			運用実績				運用実績			
			-3%	0%	3%	6%	-3%	0%	3%	6%
1年	41歳	485	1,069	1,069	1,069	1,069	471	471	472	472
3年	43歳	485	1,037	1,037	1,037	1,037	465	467	469	471
5年	45歳	485	1,005	1,005	1,005	1,005	458	463	468	473
10年	50歳	485	924	924	924	924	433	451	472	497
20年	60歳	485	762	762	762	762	346	410	502	642
30年*1	70歳	485	600	600	600	1,043	242*2	370*2	600*2	1,043*2

*1 保険期間満了時

*2 この数値は、満期保険金を記載しています。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。※万円未満の端数は切り捨てて表示しています。
 ※経過年数とは、ご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払い込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。
 ※未経過保険料がある場合、死亡・高度障害保険金に上乗せしてお支払いします。
 ※上記例表の「払いもどし金」は、未経過保険料を合算した金額を表示しています。



■ ご注意ください

- **ユニット・リンク保険(有期型)は、積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが変動(増減)するしくみの変額保険です。上記例表は、例示の運用実績が一定でそのまま推移したものと仮定して計算しています。よって、将来のお支払額をお約束するものではありません。**
- 各運用実績(-3%、0%、3%、6%)は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。諸費用について詳しくは15ページ「費用について」をご覧ください。
- 運用実績(-3%、6%)については、**上限または下限を示すものではありません。**したがって、実際の払いもどし金額が例示の金額を下回る場合もあります。
- 払いもどし金額については、解約控除額を差し引いた額を表示しています。
- 死亡・高度障害状態になったときの積立金額が基本保険金額を上回るときは、積立金額を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。
- 解約されると以後の保障はなくなります。

特別勘定の種類と運用方針 (2020年9月現在)

アクサの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンク



■ ご契約者が損失を被ることがあります(投資リスクについて)

- この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。(払いもどし金額および満期保険金額に最低保証はありません。)**
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

投資信託の選定はアクサ生命の資産運用部門が行います。ご契約者の中長期的な資産形成を実現するために、複数の候補から、過去実績などの定量的観点と、運用プロセスや運用体制の分析などの定性的な観点から総合的に評価し、最も適していると判断した投資信託を選定します。

■ 安定成長バランス型

運用方針	運用関係費
主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。基本資産配分は、日本株式20%、外国株式20%、日本債券30%、外国債券30%とし、一定の規律にしたがいリバランス*1を行います。	投資信託の純資産額に対して 年率0.51810%程度 (税抜:0.4710%程度)*2

基本資産配分比率、利用する投資信託については以下のとおりです。

基本資産配分比率	利用する投資信託		
	投資信託名	運用方針	委託会社
日本株式 20%	適格機関投資家私募 アライアンス・パースタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2	※特別勘定【日本株式プラス型】の運用方針をご参照ください。	アライアンス・パースタイン株式会社
外国株式 20%	アクサ IM・グローバル(日本除く) 株式ファンド<適格機関投資家私募>	※特別勘定【外国株式プラス型】の運用方針をご参照ください。	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
日本債券 30%	日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	マザーファンド*3受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債などに投資を行い、ベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)に連動した投資成果をめざします。	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
外国債券 30%	外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	マザーファンド*4受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債などに投資を行い、ベンチマーク(FITSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース))に連動した投資成果をめざします。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

- *1 「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
- *2 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。
- *3 「日本債券インデックス・マザーファンド」のことをいいます。
- *4 「外国債券インデックス・マザー・ファンド」のことをいいます。

※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。
 ※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

積極運用バランス型

運用方針	運用関係費
主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。 基本資産配分は、日本株式25%、外国株式35%、日本債券20%、外国債券20%とし、一定の規律にしたがいリバランス*1を行います。	投資信託の純資産額に対して 年率0.56980%程度 (税抜:0.5180%程度)*2

基本資産配分比率、利用する投資信託については以下のとおりです。

基本資産配分比率	利用する投資信託		
	投資信託名	運用方針	委託会社
日本株式 25%	適格機関投資家私募 アライアンス・パースタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2	※特別勘定【日本株式プラス型】の運用方針をご参照ください。	アライアンス・パースタイン株式会社
外国株式 35%	アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド<適格機関投資家私募>	※特別勘定【外国株式プラス型】の運用方針をご参照ください。	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
日本債券 20%	日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	マザーファンド*3受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債などに投資を行い、ベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)に連動した投資成果をめざします。	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
外国債券 20%	外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	マザーファンド*4受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債などに投資を行い、ベンチマーク (FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)) に連動した投資成果をめざします。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

日本株式型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
日本株式 100%	JDFインデックス・ファンド国内株式F(適格機関投資家専用)	マザーファンド*5受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果をめざして運用を行います。	ブラックロック・ジャパン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.13200%程度 (税抜:0.1200%程度)

日本株式プラス型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
日本株式 100%	適格機関投資家私募 アライアンス・パースタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2	マザーファンド*6受益証券への投資を通じて、投資スタイルの分散を図り、主として日本の株式を投資対象に信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。パリュール株(割安株)およびグロース株(成長株)への投資配分は、50%程度ずつを基本とし、一定の規律にしたがいリバランス*1を行います。	アライアンス・パースタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.90200%程度 (税抜:0.8200%程度)

外国株式プラス型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
外国株式 100%	アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド<適格機関投資家私募>	マザー・ファンド*7受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCI コクサイ指数(配当込み・グロス・日本円換算)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.55000%程度 (税抜:0.5000%程度)

*1 「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

*2 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。

各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*3 「日本債券インデックス・マザーファンド」のことをいいます。

*4 「外国債券インデックス・マザー・ファンド」のことをいいます。

*5 「インデックス・マザー・ファンド国内株式」のことをいいます。

*6 「パースタイン・日本ストラテジック・パリュール株・マザーファンド」および「アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド」を個々にまたは総称して「マザーファンド」といいます。

*7 「アクサ IM・グローバル(日本除く)株式 マザーファンド」のことをいいます。

*8 「キャピタル世界株式マザーファンド」のことをいいます。

世界株式プラス型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
世界株式 100%	キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)	マザーファンド*8受益証券への投資を通じて、世界各国の株式などを主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。	キャピタル・インターナショナル株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.80300%程度 (税抜:0.7300%程度) 実質年率0.81000%程度(税込)*9

新興国株式型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
新興国株式 100%	エマーシング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>	マザーファンド*10受益証券への投資を通じて、中長期的に新興国の株式市場(MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.55000%程度 (税抜:0.5000%程度)

世界債券プラス型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
世界債券 100%	適格機関投資家私募 アライアンス・パースタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3	マザーファンド*11受益証券への投資を通じて、主として世界各国の投資適格債(BBB格以上)を投資対象に分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本として、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	アライアンス・パースタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.57200%程度 (税抜:0.5200%程度)

オーストラリア債券型

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
オーストラリア債券 100%	アライアンス・パースタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)	マザーファンド*12受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建の国債、州政府債、国際機関債および事業債などの公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス(円換算)をベンチマークとします。	アライアンス・パースタイン株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.34100%程度 (税抜:0.3100%程度)

金融市場型*13

基本資産配分比率	利用する投資信託			運用関係費
	投資信託名	運用方針	委託会社	
短期金融資産 100%	アクサ ローゼンバーク・日本円マネー・プール・ファンド(B)<適格機関投資家私募>	マザーファンド*14受益証券への投資を通じて、主として円建の短期公社債や短期金融商品に投資し、安定した収益の確保をめざします。	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	投資信託の純資産額に対して 年率0.03575%~0.50600%程度 (税抜:0.0325%~0.4600%程度)*15

*9 「世界株式プラス型」で利用する投資信託は、他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象における所定の信託報酬を含めてご契約者が実質的に負担する運用関係費の概算を表示しておりますが、投資対象の実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、ご契約者が実質的に負担する実際の運用関係費の率および上限額は事前に表示することができません。

*10 「エマーシング株式インデックス・マザーファンド」のことをいいます。

*11 「アライアンス・パースタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド」のことをいいます。

*12 「アライアンス・パースタイン・オーストラリア債券マザーファンド」のことをいいます。

*13 「金融市場型」は株価、債券価格、為替などの変動の影響を受ける可能性が低いことを想定した特別勘定です。ただし、低金利(マイナス金利を含む)環境下では、「金融市場型」の積立金の増加が期待できないだけでなく、諸費用の控除などにより積立金が減少することもありますのでご注意ください。

*14 「アクサ ローゼンバーク・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>」のことをいいます。

*15 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

お客さまの投資に対する考え方にもとづいて、お客さまご自身で資産配分割合を決めていただくための参考資料として、当ガイドをご覧ください。

リスク許容度診断

以下の設問に従って、お客さまのお考えに最も近いと思われる回答に✓を入れ、該当する点数をつけてください。

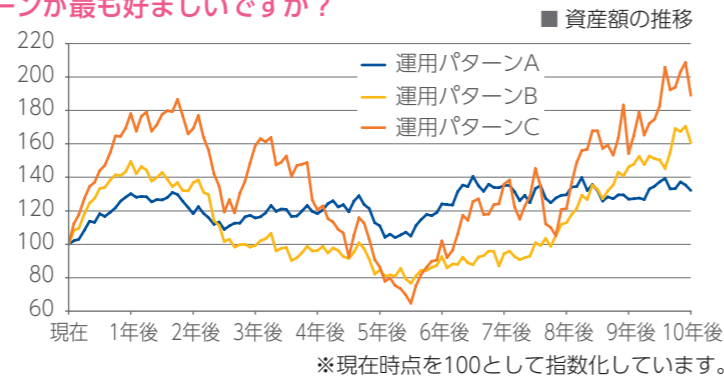
Q1 お客さまの投資方針にもっとも近いものはどれですか？

- リスクは相当高くても、できる限り高いリターンを狙いたい。 **5点**
- リスクは高くても、ある程度の高いリターンを目指したい。 **3点**
- リスクはそれなりに抑えたいので、リターンは中程度でよい。 **2点**

Q1の点数

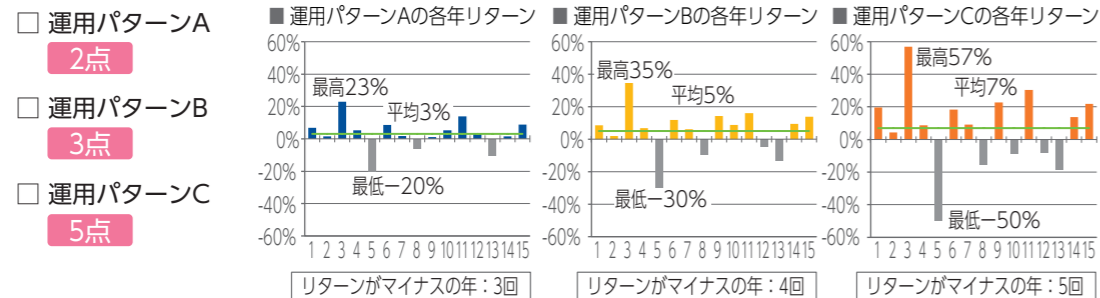
Q2 以下の図は、ある3つの運用パターンに投資したときの資産額の推移を示しています。お客さまにとって、どのパターンが最も好ましいですか？

- 運用パターンA **2点**
- 運用パターンB **3点**
- 運用パターンC **5点**



Q2の点数

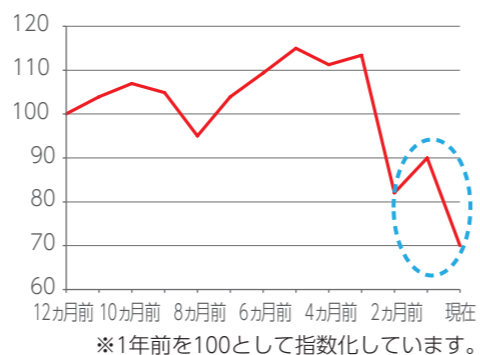
Q3 以下の図は、ある3つの運用パターンの各年のリターン(何%の損益であったか)を示しています。お客さまにとって、どの運用パターンが最も好ましいですか？



Q3の点数

Q4 1年前(12ヵ月前)に投資を開始したところ、当初は順調でしたが3ヵ月前から市場環境が悪化し、投資額に対して30%程度の損失が出て約70%に目減りしてしまったとします。このようなことが実際に起こったときのお客さまの行動はどれですか？

- 値動きの少ない保守的な運用に変更する。 **2点**
- 特に何もせずしばらく様子を見る。 **3点**
- 好転時により高い利益を得たいので積極的な運用に変更する。 **4点**



Q4の点数

Q5 ユニット・リンク保険(有期型)の積立期間は何年を予定していますか？

- 10年以上20年未満 **1点**
- 20年以上30年未満 **2点**
- 30年以上 **3点**

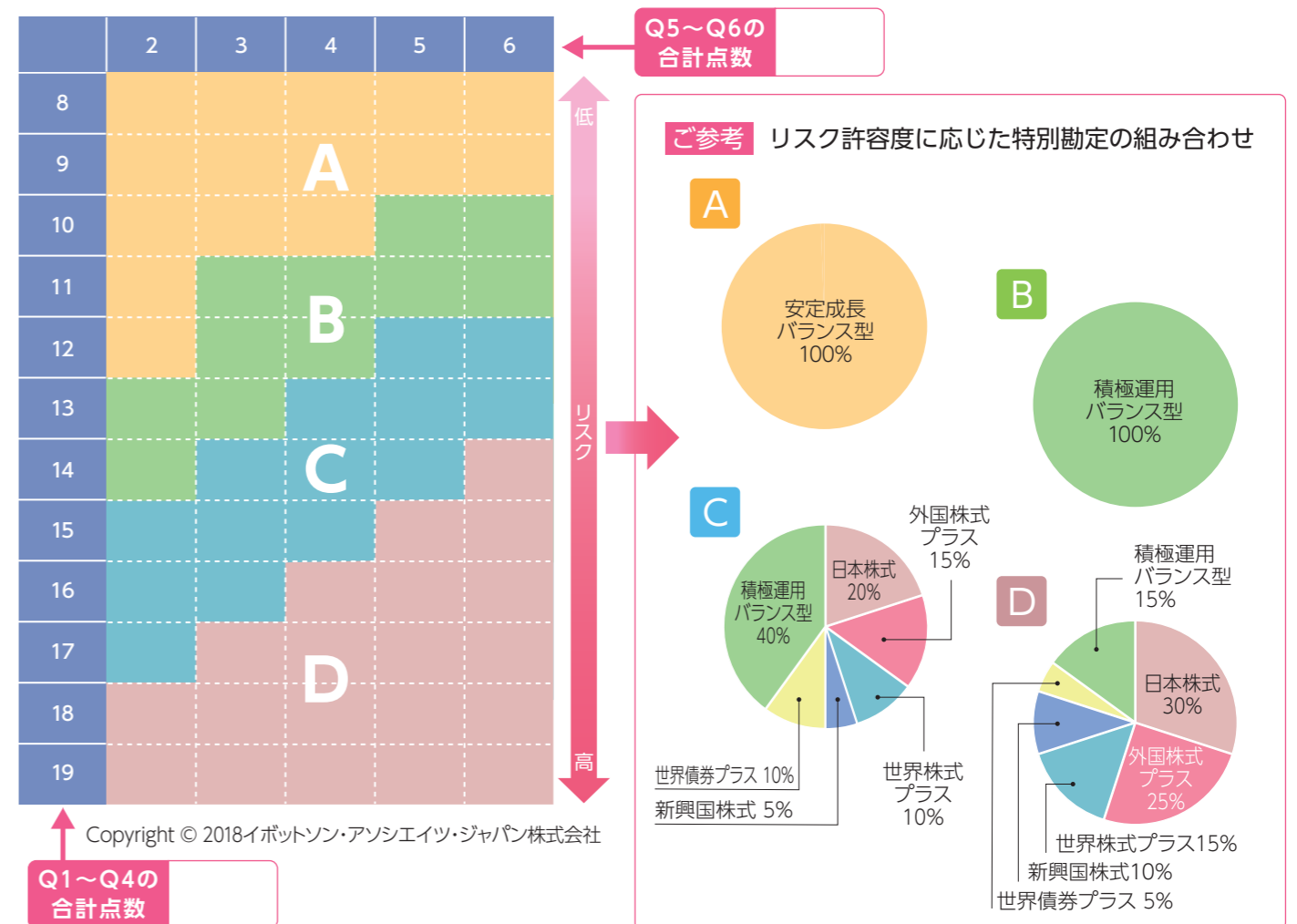
Q5の点数

Q6 ユニット・リンク保険(有期型)では10年未満で解約すると解約控除がかかります。解約控除期間終了後のお客さまの考えにもっとも近いものはどれですか？

- 解約控除期間終了後はすぐにでも解約する。 **1点**
- 解約控除期間終了後はタイミングを見て解約する可能性がある。 **2点**
- 満期まで解約するつもりはない。 **3点**

Q6の点数

Q1~Q4, Q5~Q6をそれぞれ合計してください。
2つの点数が重なり合ったところがお客さまのリスク許容度となります。
リスク許容度に応じた特別勘定の組み合わせをご参考として紹介しますので、特別勘定の選択のご参考としてください。



当資料は、アクサ生命がイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の協力のもと、情報提供のみを目的に作成したものであり、特定の特別勘定を推奨するものではありません。特別勘定の最終決定はお客さまご自身のご判断と責任において行ってください。
当資料に記載の資産額の推移や運用パターンのリターンなどはリスク許容度診断を行うためのシミュレーションであり、将来の運用成果の獲得を示唆あるいは保証するものではありません。将来時点に関する計算結果や数値の例示は、仮想的な特定の条件のもとでの計算結果や数値の例示を目的としています。当資料に記載されている情報、データ、分析、意見は、当資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。当資料に掲載している情報は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が信頼できると判断した情報にもとづいていますが、その情報の正確性、完全性、および将来の市況の変動等を保証するものではありません。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社は、法律により定められている場合を除き、本レポートの情報、データ、分析、意見を利用して行ったいかなる投資の判断、損失、損害に責任は負いません。当資料にある指数はそれ自体運用商品ではなく、直接投資することはできません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。



お客さまにご負担いただく費用があります

- この保険にかかる費用には、**ご契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用**があります。
- 払込保険料からご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、**払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。**
- 特別勘定に繰り入れた後に、死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から定期的に控除します。
- ご契約の締結・維持、死亡保障などに必要な費用については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。



10年未満は解約・減額・払済保険への変更時に費用がかかります

- 解約日*1における**保険料払込年月数*2が10年未満の場合**に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
- 解約控除額は、基本保険金額に対し、保険料払込年月数*2により計算した額となります。
- 特に早期に解約された場合は、解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。**
- 解約控除額は保険料払込年月数*2、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 保険料払込年月数*2が10年未満の場合にユニット・リンク払済保険への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。**特に早期に変更を行った場合は、解約控除額が大きくなり、変更のお取り扱いができない場合もあります。**
- 基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取り扱いしますので、減額部分にも解約控除がかかります。

*1 減額日も含みます。

*2 年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数。

■ 保険料払込時および保険期間中にかかる費用 (以下の各費用の合計額をご負担いただけます。)

保険関係費

保険関係費とは、お払込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取扱内容
①保険契約の締結・維持および保険料の取納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
②特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率0.50%(0.50%/365日)を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。
③基本保険金額保証に関する費用	また、積立金額に対して年率0.25%(0.25%/12ヵ月)を乗じた金額を、月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
④死亡保障などに必要な費用(危険保険料)	月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
⑤保険料払込免除に関する費用	保険料に対して0.1%～0.2%(保険料払込期間に応じます)を乗じた金額を、特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。

※保険関係費(上表①～⑤)の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

※契約条件に関する特約(08)を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただけます。(特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。)特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料は「契約条件・特別条件承諾書」でご確認ください。

項目	費用	ご負担いただく時期
運用関係費	安定成長バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.51810%程度(税抜:0.4710%程度)*1	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積極運用バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.56980%程度(税抜:0.5180%程度)*1	
	日本株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.13200%程度(税抜:0.1200%程度)	
	日本株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.90200%程度(税抜:0.8200%程度)	
	外国株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.55000%程度(税抜:0.5000%程度)	
	世界株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.80300%程度(税抜:0.7300%程度)実質年率0.81000%程度(税込)*2	
	新興国株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.55000%程度(税抜:0.5000%程度)	
	世界債券プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.57200%程度(税抜:0.5200%程度)	
	オーストラリア債券型 投資信託の純資産額に対して年率0.34100%程度(税抜:0.3100%程度)	
金融市場型 投資信託の純資産額に対して年率0.03575%～0.50600%程度(税抜:0.0325%～0.4600%程度)*3		

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*2 「世界株式プラス型」で利用する投資信託は、他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象における所定の信託報酬を含めてご契約者が実質的に負担する運用関係費の概算を表示しておりますが、投資対象の実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、ご契約者が実質的に負担する実際の運用関係費の率および上限額は事前に表示することができません。

*3 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

■ 解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※保険料払込年月数*が10年未満の場合、基本保険金額の減額やユニット・リンク払済保険への変更などにも解約控除がかかります。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数。

■ 積立金の移転にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
積立金移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円	積立金移転時に積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円	

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

■ 年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して1.0%* 年金支払日に責任準備金から控除します。

*記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

記載の税務のお取扱いは、2020年8月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

<保険料払込期間中の税法上のお取り扱いについて>

- ご契約による払込保険料(正味払込保険料)は、一般生命保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減される場合があります。
- 一般生命保険料控除は、受取人がご契約者本人か配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
- アクサ生命が発行する「生命保険料控除証明書」は、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。
- 団体取扱契約の場合は、企業・団体の担当者の認印で証明書に代える場合があります。

<解約時の税法上のお取り扱いについて>

- 解約時(払いもどし金額が必要経費(払込保険料総額)を上回り、差益が発生した場合) 所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

<保険金の税法上のお取り扱いについて>

- 保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

▶死亡保険金をお受け取りのとき

ご契約者	被保険者	受取人	税の種類
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税(一時所得)、住民税
A	B	C	贈与税

▶満期保険金をお受け取りのとき

ご契約者	受取人	税の種類
A	A	所得税(一時所得)、住民税
A	B	贈与税

●保険金の非課税扱いについて

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、次の保険金は全額非課税になります。

- 高度障害保険金
- リビング・ニーズ特約保険金

✉ 郵送

通知名	通知時期	通知内容
ご契約状況のお知らせ	年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■ご契約内容 ■通知作成日における保障内容(基本保険金額など) ■積立金残高割合、繰入割合 など
特別勘定の現況	年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■1事業年度における特別勘定の詳細

💻 インターネット

<https://myweb.axa.co.jp/>

情報更新時期	情報内容
毎 日	<ul style="list-style-type: none"> ■ご契約内容、保障内容(基本保険金額など)、計算基準日現在の払いもどし金額 ■積立金額(積立金残高、繰入割合) ■ユニットプライス
毎月初め	<ul style="list-style-type: none"> ■過去18ヵ月間の各月の積立金額
年12回	<ul style="list-style-type: none"> ■運用実績レポート
年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■特別勘定の現況：1事業年度における特別勘定の詳細
年 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ■決算報告書：アクサ生命の1事業年度における決算報告書

※インターネットによる情報提供は、Emma by アクサにご登録のうえご利用ください。Emma by アクサについて詳しくは19～20ページをご覧ください。



お電話 各種お問い合わせ、ご請求を承ります。

カスタマーサービスセンター TEL 0120-936-133

受付時間	お問い合わせ内容
月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 ※日・祝日、年末年始の アクサ生命休業日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ■積立金額の照会 ■保険料振替口座の変更 ■契約名義の変更 ■ご契約内容に関するお問い合わせ・ご確認 など

インターネットサービス【Emma by アクサ】について

アクサの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンク

Emma by アクサなら、
スマートフォンやパソコンから、
かんたんに、わかりやすく。



※Emma by アクサ(旧名称: My アクサ)は、アクサ生命が運用するご契約者さま向けのインターネットサービスです。

【Emma by アクサ】で、こんなことができます。

積立金は
いくらになって
いるのかな…?

最新の積立金額や
払いもどし金額がわかります



これまでの
運用実績を
見たい

積立金額やファンド別騰落率の
推移などがわかります

過去18か月分の積立金額、ファンド別騰落率の
推移を、表とグラフで確認できます。



特別勘定への
繰入割合を
変更したい*

特別勘定の選択(繰入割合の変更)
ができます

これから支払う保険料の特別勘定への
繰入割合を変更できます。



積立金をほかの
特別勘定に
移転したい*

積立金の移転ができます

現在の特別勘定の積立金を
他の特別勘定に
移転することができます。

月1回まで無料!



* お申出時点でご契約者が20歳未満の場合、Emma by アクサからはお手続きいただけません。

各種お手続き・お問い合わせが、いつでも、どこでも。

24時間、土・日・祝日もご利用できます

ご契約内容の確認、住所や電話番号の変更手続きなどが
24時間、土・日・祝日も行えます。

※メンテナンスなどの際は除きます。



「給付金請求書類」を取り寄せられます

給付金のご請求が発生した場合など、
給付金請求書類を取り寄せることができます。



※その他、控除証明書の再発行などもご利用いただけます。

パソコンがなくても、スマホでアクセス!

スマートフォンでも利用できるので、
パソコンがなくても、外出先でアクセスできます。



※記載の画面はすべてイメージです。実際の表示とは異なる場合があります。

【Emma by アクサ】ご登録について

Emma by アクサは無料でご登録、ご利用いただけます。

※通信料はお客さまのご負担となります。

登録の詳細はアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)、
または保険証券に同封されるご案内をご確認ください。

■ Emma by アクサ TOPページ

<https://myweb.axa.co.jp> または

Emma by アクサ

検索

！ 特にご注意 いただきたい事項

このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)からもご確認ください。

契約年齢について

- 0歳～70歳
- 契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

保険期間・保険料払込期間について

- 50歳/55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳満了10年/15年/20年/25年/30年満了
- ※保険期間と保険料払込期間は同一となります。また、最短10年から指定していただきます。

基本保険金額について

- 最低200万円*1～最高7億円(10万円単位*2)
- *1 最低保険料は、月払は5,000円、年払は60,000円
- *2 保険料建ての場合、月払は1,000円単位、年払は10,000円単位

契約年齢により、保険期間・保険料払込期間や基本保険金額のお取り扱いが異なります。

保険料払込方法について

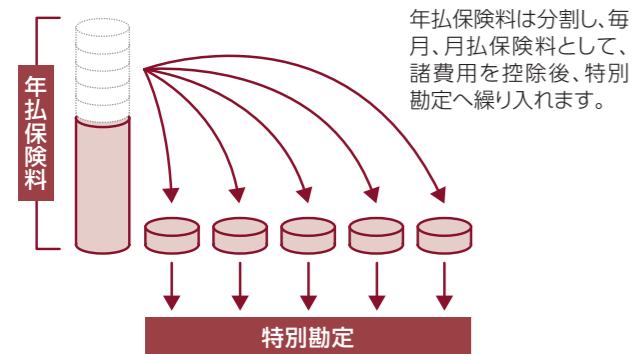
- 月払/年払

主契約(ユニット・リンク保険(有期型))について

- お支払いの対象となる高度障害状態について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年払契約の保険料を分割し、 毎月特別勘定に繰り入れる取扱いに関する特則について

- この特則は、年払により保険料をお払込みいただく場合に適用します。(以下、年払で払い込んでいただく保険料を「年払保険料」といいます。)
- 年払保険料は、月払保険料(普通保険料率による月払契約の場合の保険料)にアクサ生命所定の係数を乗じた金額とします。
- 年払保険料は分割し、月払保険料として、毎月特別勘定に繰り入れます。
- 特別勘定に繰り入れる際に、月払保険料から保険関係費のうちご契約の締結、維持などに必要な費用を控除します。
- アクサ生命所定の範囲内で、年払契約を月払契約に変更することができます。



払いもどし金について

- 解約された場合、払いもどし金がある場合は払いもどし金をお支払いします。

年金払移行特約について

- 年金払移行特約の中途付加にはアクサ生命所定の要件があります。
- この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金支払開始日の前日の積立金額などの合計額をもとに、年金支払開始日の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算した金額となります。
- ご契約の全部を年金払移行した場合、以後の死亡・高度障害保障はなくなります。
- 年金でお受け取りになる場合、以後特別勘定での運用はされません。
- ご契約者よりお申出があったときに、アクサ生命がこの特約を取り扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

リビング・ニーズ特約について

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときに、この特約の保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の全部または一部について、この特約により保険金をお支払いします。
- 同一被保険者につき通算して3,000万円を上限として、死亡保険金額から保険金額を指定していただきます。この指定された保険金額から、この特約の保険金の請求日から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料、ならびに貸付金がある場合にはその元利合計額を差し引いた金額をお支払いします。
- 請求日(請求書類がアクサ生命の本社、支社、営業店などに到着した日)が保険期間の満了前1年以内である場合、この特約の保険金のお支払いはいたしません。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約はこの特約の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- この特約によるお支払いは、1契約について1回を限度とします。

指定代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わりあらかじめ指定された指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

保険料払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき。

高額割引制度について

- この保険には、高額割引制度のお取り扱いがあります。

契約者貸付制度について

- この保険には、契約者貸付制度のお取り扱いがあります。

契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

クーリング・オフ制度について

- ご契約の申込日または第1回保険料相当額(第1回保険料を含みます。)の領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

！ ご注意いただきたい事項

このご案内は、商品の概要を説明したものです。

- ご検討に際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧のうえで、変額保険の販売資格を持つ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。(「ご契約のしおり・約款」記載事項の例)
 - ◆クーリング・オフ制度(お申込みの撤回など)
 - ◆保障の開始について
 - ◆特徴としくみ
 - ◆保険金をお支払いしない場合などについて
 - ◆ご契約の解約と払いもどし金について

アクサ生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により保険金額、積立金額、解約時の払いもどし金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額、積立金額、解約時の払いもどし金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」(ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>))までお問い合わせください。

この保険の販売資格について

- この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関する確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター[TEL 03-6757-0310 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)]までご連絡ください。

生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者(保険媒介者)で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)